

## 法人にかかる利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

広島県信用組合

平素は広島県信用組合をご利用いただき有難うございます。

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月からの法人にかかる利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客様につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんのでお知らせします。

なお、個人のお客様につきましては、変更ございません。

## 記

## 源泉徴収税率

平成 27 年 12 月 31 日まで	平成 28 年 1 月 1 日以降
<b>20.315%</b> 国税（所得税）15.315% 地方税 5%	<b>15.315%</b> 国税（所得税）15.315%

※上記国税（所得税）には復興特別所得税 0.315%が含まれます。復興特別所得税は平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは課されており、源泉徴収いたします。

## ご注意

- ・平成 27 年 12 月 30 日時点における法令に基づきお知らせしております。
- ・今後の税制改正等により内容が変更される場合があります。最新の情報や詳細につきましては、財務省や国税庁のホームページ等でご確認ください。
- ・本お知らせにかかわらず、お客様の個別の状況に応じて、取扱が異なる場合があります。
- ・確定申告される場合や個別具体的なケースにかかる税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認ください。

以上

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00~17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1~3）

